議会に意見を届けるには どなたでも、市政についての意見や

~請願と陳情~

どなたでも、市政についての意見や 要望を、文書で直接市議会に提出す ることができます。





請願

- ・紹介議員(内容に賛成する議員)が必要です。
- ・議会でその内容を審議の上、採択・不採択を議決し、採択されたものは市長等へ送付します。

請願審査の流れ

1. 請願書の提出

請願書の原本を、議会事務局までお持ちいただくか、 または郵送してください (FAXや電子メールは不可)。





2. 委員会での審査

各定例会(3月、6月、9月、12月開会予定)開会直後の定められた日の午後5時までに受理した請願書は、その定例会の委員会で審査・採決を行います。





3. 本会議での議決(採択、不採択)

委員会の採決結果を踏まえて、本会議で採択、不採択を決定します。 採択になった場合、議会で対処できることは議会で処理し、その他 は関係すると思われる市の執行機関などへ送付して、請願者の要望 に応えられるように努力します。

請願の送付を受けた執行機関などに法的な義務は発生しませんが、 議会は処理の経過と結果の報告を請求することができます。



陳 情

- ・紹介議員(内容に賛成する議員)は不要です。
- ・陳情書の写しを全議員へ配布し、その後の取り扱いについては個々の議員の判断に委ねています。

請願書、陳情書の書き方などの詳しい手続き方法をホームページに掲載しています。

詳しくはこちら↓



または

佐賀市議会 請願 陳情







詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。(TEL 0952-40-7311)